

令和8年9月10日

輸送の安全確保に関する警告書の発出について

令和8年4月8日、5月29日に、海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、安全管理規程に基づく操練の記録内容不備や、内部監査の未実施が確認されました。
そのため、輸送の安全確保に関する警告書の発出を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象事業者

事業者名：大分第一ホーバードライブ株式会社（代表取締役 小田 典史）

住 所：大分県大分市大字駄原2905番11

2. 発出年月日

令和8年9月10日（木）

3. 警告の概要については別紙参照

<問い合わせ先>

九州運輸局 海上安全環境部

運航労務監理官 担当：神田（かんだ）、小島（こじま）

電話 092-472-3181



九州運輸局

運輸と観光で九州の元気を創ります

事案発生日	令和8年4月8日、令和8年5月29日	
事業者名	大分第一ホーバードライブ株式会社	
発出日	令和8年9月10日	
法令違反等の概要	令和8年4月8日、5月29日に、海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、安全管理規程に基づく操練の記録内容不備や、内部監査の未実施が確認されました。そのため、輸送の安全確保に関する警告書の発出を行いました。	
警告の内容	令和8年10月9日までに以下の是正措置を文書により報告すること。 - 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、内部監査を通じ安全管理体制の課題を把握し必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。 - 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全確保に関する業務全般を統括し安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。 - 運航管理者は、安全管理規程第53条に基づき、操練の実施について、その概要を確実に記録すること。 - 内部監査を行う者は、安全管理規程第54条に基づき、経営トップの支援を得て、関係者とともに、年1回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況等に対する内部監査を実施し、その内容を記録すること。	
当該違反により付された違反点数		6点
当該事業者に付された累積違反点数		6点